

日医発第 1998 号（地域）

令和 7 年 2 月 2 2 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 今村 英仁

（公印省略）

令和 6 年度補正予算「病床数適正化支援事業」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 6 年度補正予算による厚生労働省の「医療施設等経営強化緊急支援事業」につきましては、先般、令和 7 年 2 月 1 3 日付日医発第 1926 号（地域）（医経）（健Ⅱ）の文書を以て、貴会に厚生労働省が各都道府県行政に送付した実施要綱等をお送りするとともに、貴会管下郡市区医師会および会員への周知や行政との協議をお願いしたところであります。

今般、そのうち病床数適正化支援事業について、厚生労働省より各都道府県行政に対し、別添のとおり事業計画の提出が要請されております（活用意向調査）。各都道府県においては、管内の医療機関に事業計画の提出依頼を行い、3 月 1 8 日まで（各医療機関から都道府県行政への提出期限は、これより早い日となります）に取りまとめ、厚生労働省に報告することとされております。

つきましては、別添の厚生労働省事務連絡や資料より抜粋した下記留意点をご確認のうえ、急ぎ貴会管下関係医療機関に対し、周知方及び医療需要の変化を受けて病床数を削減する取組を行う場合には事業計画を提出するようご連絡いただきますようお願い申し上げます。

また、貴都道府県行政とも一層の連携を図っていただくとともに、万が一、行政による事業計画の取りまとめにあたって合理的な理由なく対象外とされた事例、また既に病床削減が行われ、緊急性があるにも関わらず先行して給付金の支給がなされない事例等がありましたら、至急本会事務局地域医療課にご連絡ください。

記

<別添の厚生労働省事務連絡や資料からの抜粋>

- 本事業の対象は、令和 6 年 1 2 月 1 7 日以降、令和 7 年 9 月 3 0 日までに病床数を

削減した医療機関です。

- 都道府県より各医療機関に対し、事業計画の提出依頼がなされます。ここで事業計画の提出がない場合は、給付対象外となります。

したがって、医療需要の変化を受けて病床数の削減を既に実施、もしくはご検討されている医療機関においては、事業計画をご提出ください（実際の支給申請は、後日改めて行うことになります）。

- 各医療機関から都道府県行政への事業計画の提出期限は、「支給までのスケジュール」(別添3ページ)では「(～3/14㍻)」とされていますが、具体的には各行政にご確認ください。
- 国においては、各医療機関からの事業計画(活用意向調査)の提出状況を踏まえて、予算の範囲内での配分を行うにあたって検討を行う予定としています。
- 介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床は支給対象外とされています。
- 入院医療は継続するという趣旨から、有床診療所から無床診療所への変更、廃院に伴い削減する病床は支給対象外とされています。また、令和7年9月末時点で廃院をしていないこと（地域医療構想に基づく再編統合は除く）とされています。
- 医療機関への給付金の支給は、対象期間である令和7年9月末まで全ての病床削減を待った上で行うのではなく、厚生労働省から都道府県行政に対し、「経営が赤字であって既に病床削減を行っている医療機関等においては、経営に支障を来す恐れがあり緊急性を要します。そのため、そのような事情を配慮して、特に当該医療機関に対しては最大限に速やかに給付金を給付し、早期執行をお願いしたい。」と求めています。
- ここでいう病床削減とは、保健所等への病床数減少の届出を行うことになります。
- その他、詳細が定まりましたら、改めてご連絡します。

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について

平素より、医療行政につきまして、格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

先般、「令和 6 年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和 7 年 2 月 12 日医政発 0212 第 5 号）をお示ししたところですが、病床数適正化支援事業（以下「本事業」という。）について、別添 1 のとおり、本事業に係る概要やスケジュール等を取りまとめました。

各都道府県におかれましては、各医療機関への周知にあたりご活用いただくとともに、下記のとおり、医療機関からの事業計画（活用意向調査）を取りまとめの上、提出いただきますようお願いいたします。

国においては、事業計画（活用意向調査）の提出状況を踏まえて、予算の範囲内での配分を行うにあたって検討を行う予定としております。

なお、事業計画（活用意向調査）の提出がない場合には、給付対象外となりますのでご注意ください。

記

1 回答方法

別添 2（回答様式）に記載の上、メールにて御回答願います。

2 回答期限

令和 7 年 3 月 18 日（火）17 時

3 回答先

厚生労働省医政局医療経理室

E-mail: isei-kessan01@mhlw.go.jp

4 その他

報告いただく内容について、公表は予定しておりませんので、あらかじめ申し添えます。

【照会先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室

代表 03-5253-1111

直通 03-3595-2186

E-mail: shinkikin9@mhlw.go.jp

（内線）2665、2771

人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ (医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援)

事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、**経営状況が厳しい医療機関に対して入院医療を継続してもらうことを目的に支援を行う。**

事業概要

患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援

(概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給する。

(交付額) 病院（一般病床・療養病床・精神病床）・有床診：4,104千円／床

支給対象

(支給対象) (※1)

- ・ 予算成立日（令和6年12月17日）以降、令和7年9月末までに病床数を削減
- ・ 令和7年9月末時点で、廃院をしていないこと（※2）

(※1) 令和7年度への繰越しが認められた場合 **調整中**

(※2) 地域医療構想に基づく再編統合は除く

(算定除外)

- ・ 産科・小児科病床の削減
- ・ 同一開設者による病床融通
- ・ 事業譲渡による削減
- ・ 病床種別の変更によるもの（病床数の減を伴わないもの）
- ・ 特例病床により増床した病床の削減
- ・ 既存病床の算定から除外される病床の削減

※提出のあった事業計画を踏まえて、**予算の範囲内**で国から都道府県に配分を行う



医療機関から報告いただく事業計画の回答期限と回答項目

<回答項目>

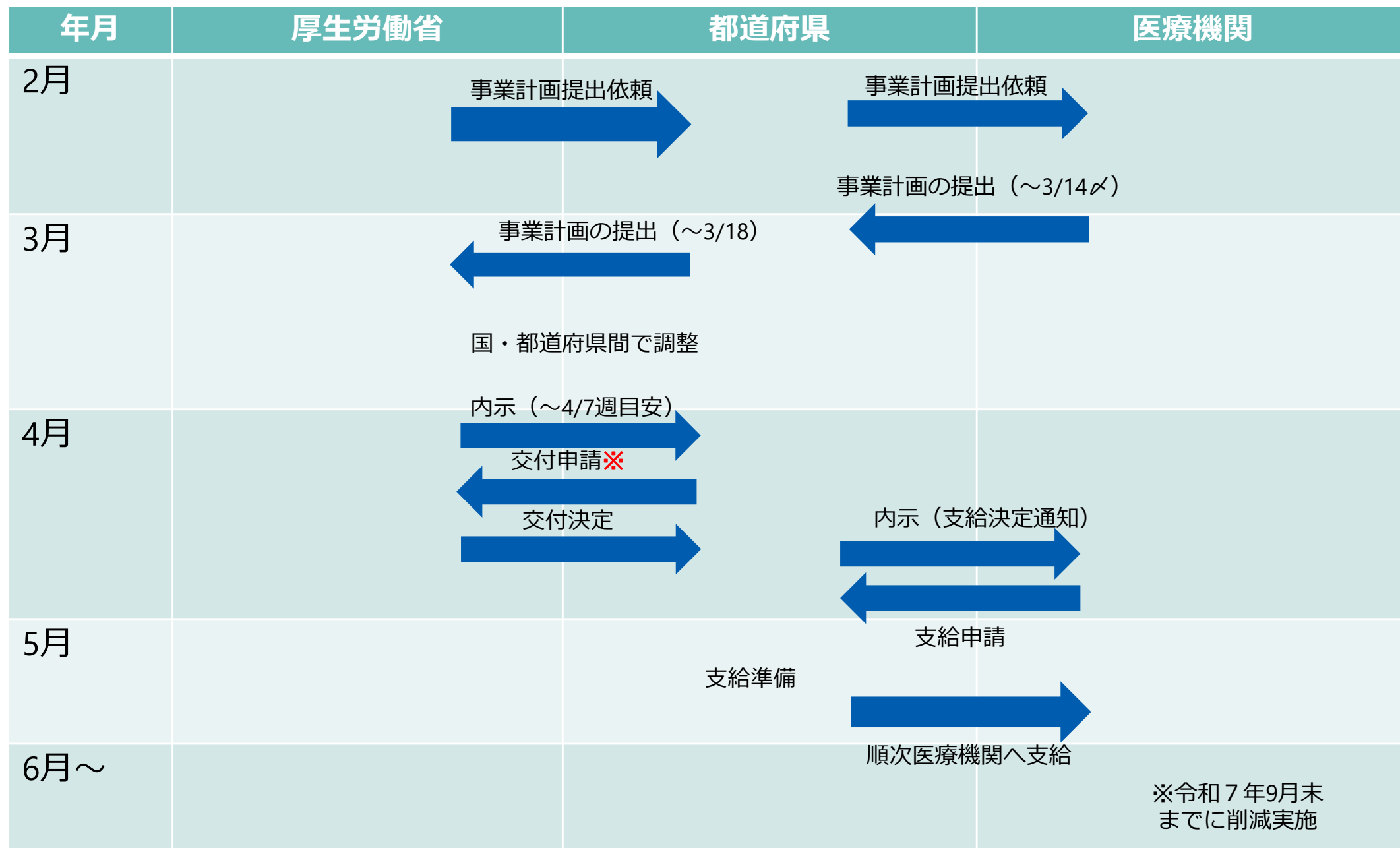
- ・医療機関から都道府県の回答について、各都道府県より示される回答期日までに報告をいただくようお願いします。
- ・その回答期日について、都道府県毎に異なるものの、都道府県から厚生労働省への回答を令和7年3月18日（火）までの報告をお願いしていることから、**3月の第1週に都道府県宛に報告できるよう余裕をもって対応をお願いしたい。**

※事業計画の提出がない場合は本事業の給付対象外となります。

<回答項目>

報告事項	報告事項	留意事項
経営状況に関するもの	令和4年度決算において経常収支が赤字の場合	赤字の場合は「赤字額をマイナスで記載」、黒字の場合は「－」
	令和5年度決算において経常収支が赤字の場合	赤字の場合は「赤字額をマイナスで記載」、黒字の場合は「－」
	令和6年度決算見込において経常収支が赤字の場合	赤字の場合は「赤字額をマイナスで記載」、黒字の場合は「－」
	他の補助金等での収入額	国・地方自治体から経営支援を目的とした他の補助金等で措置されている（見込み）額
地域医療構想に関するもの	調整会議での合意の有無	単独支援給付金支給事業を活用した病床の場合は「○」
	構想区域名	所在の構想区域
	病床・外来管理番号	令和6年度病床機能報告のもの
病床に関するもの	削減予定日（実施済含む）	実施予定日を記載
	削減前の許可病床数	病床別の削減前の許可病床数
	削減後の許可病床数	病床別の削減後の許可病床数
	減少病床数（うち稼働病床数）	削減する病床数のうち稼働病床数
	病床稼働率（医療機関全体の状況）	削減前の直近3月の状況を記載

支給までのスケジュール（案） ※都道府県によって事業開始時期は異なります。



※交付申請以降は、都道府県毎に予算措置の状況が異なることから、予算措置がある都道府県から実施していく。

事業計画の提出における主なQ & A

【医療機関向け】

	質問	回答
1	予算に限りがあるなかで、どのように配分が行われる予定か。	本事業は医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対して診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じる中、入院医療を継続してもらうために支援を行うもの。本事業の趣旨も踏まえ、予算の範囲内で支給の調整を行う予定。
2	地域医療構想に係る医療機関の単独再編に際して、令和6年度の基金を用いることとし、地域医療構想調整会議で協議しているが、本補正事業があるため、基金の申請を全額取り下げて、補正を活用するのは可能か。	地域医療介護総合確保基金と病床数適正化支援事業は併給可としている。また、病床数適正化支援事業は予算額を超過した要望が見込まれ、計画額通り交付できない可能性があるため、基金においては、取り下げをせずに活用いただきたい。
3	介護医療院または老健施設等への転換は対象となるか。	介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床は支給対象外とする。
4	病床の削減をいつまでに実施すれば対象になるか。	令和7年9月末※調整中までに削減を行った病床が対象となる。ただし、その場合であっても都道府県が設定する事業継続計画提出日までに、都道府県へ事業計画の提出を行っている必要がある。
5	削減の結果、有床診療所から無床診療所となる場合は、対象になるか。	有床診療所から無床診療所への変更は、入院医療を継続するものではないことから支給対象外とする。
6	「廃院」に伴い削減する病床は支給対象になるか。	令和7年9月末※調整中時点において廃院する医療機関は支給対象外とする。

【都道府県向け】

	質問	回答
1	要望額どおりに交付されなかった場合に1床あたりの単価を引き下げて交付しても構わないか。	原則として、1床あたりの単価は引き下げずに交付いただく必要がある。
2	医療機関への給付金の支給については、対象期間である令和7年9月末※調整中まで全ての病床削減を待った上で行うのか。	経営が赤字であって既に病床削減を行っている医療機関等においては、経営に支障を来す恐れがあり緊急性を要します。そのため、そのような事情を配慮して、特に当該医療機関に対しては最大限に速やかに給付金を給付し、早期執行をお願いしたい。 ※病床削減とは医療法上における、病院（診療所・助産所）開設許可事項一部変更届（病室の病床数の減少）を行うこと。

病床数適正化支援事業 事業計画 様式

医療機関名	
事務担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

No		医療機関の名称	令和4年度赤字額 （千円）※1	令和5年度赤字額 （千円）※1	令和6年度赤字額 円（見込）（千円）※1	令和7年度他の補助金等での収入見込み額（千円）※2	地域医療構想※3	（実施削減予定日を含む）※4	設置主体	構想区域名	令和6年度病床機能報告における病床・外来管理番号	削減前の許可病床数				削減後の許可病床数				減少病床数（支給対象）				減少病床数（うち稼働病床数）				病床稼働率（%）※5	単価（千円）	小計（千円）	地域医療介護総合確保基金単独支援給付金支給額（千円）	支給申請額（千円）
一般	療養											精神	合計	一般	療養	精神	合計	一般	療養	精神	合計	一般	療養	精神	合計							
1												0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0	0		
合計												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0		

※1 各年度の経常収支が赤字の医療機関については金額を記載。（マイナスで記載）黒字の場合は記載不要。

※2 国・地方自治体から経営支援を目的とした他の補助金等で令和7年度に措置される見込み額を記載。

※3 単独支援給付金支給事業を活用した病床の場合に記載

※4 令和6年12月17日から令和7年9月30日までの削減に限る

1 厚生労働省

2 独立行政法人国立病院機構

3 国立大学法人

4 独立行政法人労働者健康安全機構

5 国立高度専門医療研究センター

6 独立行政法人地域医療機能推進機構

7 その他（国）

8 都道府県

9 市町村

10 地方独立行政法人

11 日赤

12 済生会

13 北海道社会事業協会

14 厚生連

15 国民健康保険団体連合会

16 健康保険組合及びその連合会

17 共済組合及びその連合会

18 国民健康保険組合

19 公益法人

20 医療法人

21 私立学校法人

22 社会福祉法人

23 医療生協

24 会社

25 その他の法人

26 個人

※5 病院または診療所全体の病床稼働率（直近3ヶ月の平均）

↓都道府県を選択してください。

病床数適正化支援事業 事業計画 様式

No	医療機関の名称	令和4年度赤字額 ※1	令和5年度赤字額 ※1	令和6年度赤字額 ※1（見込） （千円）	令和7年度他の補助金等収入見込み額 ※2 （千円）	地域医療構想 ※3	（実施削減予定日を含む） ※4	設置主体	構想区域名	令和6年度病床機能報告における病床・外来管理番号	削減前の許可病床数				削減後の許可病床数				減少病床数（支給対象）				減少病床数（うち稼働病床数）				病床稼働率（％） ※5	単価 （千円）	小計 （千円）	地域医療介護総合確保基金単独支援給付金支給額 （千円）	支給申請額 （千円）
											一般	療養	精神	合計	一般	療養	精神	合計	一般	療養	精神	合計	一般	療養	精神	合計					
														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
1														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
2														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
3														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
4														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
5														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
6														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
7														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
8														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
9														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
10														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
11														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
12														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
13														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
14														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
15														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
16														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
17														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
18														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
19														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
20														0				0	0	0	0	0				0		4,104	0		0
合計											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0

※1 各年度の経常収支が赤字の医療機関については金額を記載。（マイナスで記載）黒字の場合は記載不要。
※2 国・地方自治体から経営支援を目的とした他の補助金等で令和7年度に措置される見込み額を記載。
※3 単独支援給付金支給事業を活用した病床の場合は記載
※4 令和6年12月17日から令和7年9月30日までの削減に限る

- 1 厚生労働省
- 2 独立行政法人国立病院機構
- 3 国立大学法人
- 4 独立行政法人労働者健康安全機構
- 5 国立高度専門医療研究センター
- 6 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 7 その他（国）
- 8 都道府県
- 9 市町村
- 10 地方独立行政法人
- 11 日赤
- 12 済生会
- 13 北海道社会事業協会
- 14 厚生連
- 15 国民健康保険団体連合会
- 16 健康保険組合及びその連合会
- 17 共済組合及びその連合会
- 18 国民健康保険組合

※5 病院または診療所全体の病床稼働率（直近3ヶ月の平均）

- 19 公益法人
- 20 医療法人
- 21 私立学校法人
- 22 社会福祉法人
- 23 医療生協
- 24 会社
- 25 その他の法人
- 26 個人

【一般及び療養病床について】

(1) 二次医療圏単位の状況

	基準病床数	削減前の許可病床数 A		削減（予定）後の許可病床数 B	
		一般	療養	一般	療養
〇〇医療圏					
〇〇医療圏					
〇〇医療圏					
〇〇医療圏					
〇〇医療圏					
〇〇医療圏					
〇〇医療圏					

差し引き A - C	差し引き B - C
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0
0	0

(2) 構想区域単位の状況※上記二次医療圏に対応する構想区域順に記載ください。

	必要病床数 C
〇〇構想区域	
〇〇構想区域	
〇〇構想区域	
〇〇構想区域	
〇〇構想区域	
〇〇構想区域	
〇〇構想区域	
〇〇構想区域	

【精神病床について】

基準病床数	削減前の許可病床数 A	削減（予定）後の許可病床数 B